

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	(国R7補正分)あさご元気応援券配布事業	①物価高騰の影響を受けている市民の生活を支援するため、市内対象店舗で食料品購入等に使用できる商品券1万円相当分(65歳以上は3,000円上乗せ)を全市民に配布する。 ②③ 商品券配布時期:令和8年4月中旬 使用期限:令和8年9月30日 事業費:329,350千円(委託料内訳:応援券:10,000円×27,500人=275,000千円、上乗分:3,000円×10,500人=31,500千円、事務費12,600千円)、郵送料:10,250千円 ④全市民(令和8年2月1日時点で住民登録のある者)、市内販売店舗(うち 295,552 千円に国の令和7年度補正重点支援地方交付金を充当)	R8.2	R8.4以降
2	③消費下支え等を通じた生活者支援	あさご元気応援券配布事業	①原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰対策として、市内対象店舗で使用できる商品券5千円相当分を全市民に配布し、市民生活を支援するとともに即効性のある消費喚起策として地域経済の活性化を図る。 ②③ 商品券配布時期:令和7年7月下旬 使用期限:令和8年1月31日 事業費:147,310千円(委託料内訳:応援券:5,000円×28,000人=140,000千円、事務費7,310千円)、郵送料:10,250千円 ※総事業費:157,560千円のうち157,560千円 ④全市民(令和7年5月1日時点で住民登録のある者)、市内販売店舗(うち72,734千円に交付金を充当)	R7.7	R8.2
3	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道事業会計補助金	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市民の家計を支援するため、水道料金の3か月分(8~10月請求分)の基本料金全額を減免する。 ②③ 水道事業会計に繰り出し、8~10月請求分の水道料金基本料免除に要する費用を交付対象とする。 本市と給水契約がある者【対象:約13,400件(官公庁等を除く)】 口径別の基本料金(月額)(消費税及び地方消費税を除く) ・口径 13mm(水量 8 m ³ 以下):1,170 円 ・口径 20mm(水量 10 m ³ 以下):1,720 円 ・口径 25mm(水量 20 m ³ 以下):3,710 円 ・口径 40mm(水量 30 m ³ 以下):5,560 円 ・口径 50mm(水量 50 m ³ 以下):10,580 円 ・口径 75mm(水量100 m ³ 以下):21,160 円 ・口径100mm(水量150 m ³ 以下):31,740 円 13,400件×3か月×1,500円=60,300千円 (1,500円は、9割強を占める基本料金1,280円と その他1割弱の基本料金の平均を見込んだ金額。) 減免措置の所要額:20,100千円×3か月 ④朝来市水道事業会計 (うち17,204千円に交付金を充当)	R7.8	R8.4以降
4	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立保育所・こども園運営改善支援事業	①光熱費高騰対策として私立保育園・こども園を支援することで、事業者の負担軽減を図る。補助額は定員規模に応じて185千円から777千円とし、定員規模ごとの基準額については兵庫県に準じた額とする。 ②③ 対象経費:光熱費や食糧費等における物価高騰相当分 事業費:3,286千円 ④市内私立保育園・こども園(うち1,628千円に交付金を充当)	R8.2	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
5	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	放課後児童対策事業	①光熱費高騰対策として私立学童クラブを支援することで、事業者の負担軽減を図る。補助額は定員規模に応じて333千円から481千円とし、定員規模ごとの基準額については兵庫県に準じた額とする。 ②③対象経費:光熱費や食糧費等における物価高騰相当分 事業費:1,162千円 ④市内私立学童クラブ(うち574千円に交付金を充当)	R8.2	R8.4以降
6	①食料品の物価高騰に対する特別加算	ひとり親家庭等生活支援給付金支給事業	①物価高騰の影響を受けるひとり親家庭等への生活の支援を行う・ひとり親家庭等の経済的負担を軽減する。 ②対象経費:ひとり親家庭への給付金(3,540千円)、事務費(郵券料20千円、振込手数料20千円) ③20千円/世帯数×177世帯 ④ひとり親家庭等(児童扶養手当受給者)	R8.1	R8.4以降
7	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童福祉一般管理事業(こども食堂物価高騰対策支援給付金)	①物価高騰の影響を受ける市内のこども食堂を運営する団体に対し、光熱費や食糧費等の運営に係る経費の支援を行う ②こども食堂への給付金:30千円 ③@15千円×2か所 ④市内のこども食堂運営事業者	R8.1	R8.4以降
8	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設等光熱費等高騰対策給付金支給事業	①光熱費・食費等の高騰により運営に大きな影響を受け、また報酬単価等が据え置かれている社会福祉施設等が継続的・安定的にサービスを提供できるよう、一時支援金を支給する。 ②郵便料、振込手数料、給付金 ③-1役務費10千円 郵券料22法人(案内+決定通知)×140円=6,160円≠7千円 振込手数料22法人×110円=2,420円≠3千円 ③-2給付金19,582,100円 (単価と定員数等) ・入所系(高齢・児童)22.4千円/人×定員631人 ・入所系(障害)18.7千円/人×定員146人 ・通所系(高齢・障害)3.7千円/人×定員653人 ・訪問系(高齢・障害)13.7千円/22事業所 (給付金内訳) 市内に施設(高齢・障害・児童)を構える22法人 ・高齢者施設 14,802千円 ・障害者施設 3,907千円 ・児童養護施設 874千円 ④市内に所在する社会福祉施設等	R8.1	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
9	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等光熱費等高騰対策特別給付金支給事業	①市内医療機関等に対し、物価高騰等の影響を緩和し、継続的・安定的に医療を提供できるよう一時支援金を支給する。 ②医療機関等の光熱費・食費の上昇分に対する一時給付金、事務費 ③④令和7年12月1日時点において、市内で医療機関等を開設し、県知事の認可や許可を受けている機関、県知事に届出を行っている機関、若しくは近畿厚生局長の指定を受けている機関 事業費：12,129千円(うち交付金充当額12,129千円) 【対象機関】 市内医療機関等79機関 ・病院 2 ・医科診療所 22 ・歯科診療所 14 ・調剤薬局 19 ・施術所 12 ・助産所 1 ・歯科技工所7 ・訪問看護ステーション 2 【給付金額】 ・病院 1病床につき 29千円 ・医科診療所、歯科診療所、調剤薬局、施術所、助産所、歯科技工所、訪問看護ステーション 1機関につき 43千円	R8.1	R8.4以降
10	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	朝来市大学生等生活支援臨時給付金支給事業	①物価高騰の影響を受ける朝来市外で下宿する大学生等の扶養者に対し、大学生等の食費及び住居費の一部を支給することにより、当該大学生等を扶養する世帯の生活を支援する。 ②大学生等を扶養する世帯への補助金：11,000千円 ③20千円×550人＝11,000千円 ④令和7年12月31日現在、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学(短期大学及び大学院を含む。)又は高等専門学校(学科(第4学年及び第5学年)及び認定専攻科)の学生、同法第124条に規定する専修学校(専門課程)の学生もしくは市長が特に認める教育施設に在学し、民間賃貸住宅等(学生寮含む)に居住している生徒の扶養者等もしくは生徒本人であって、朝来市の住民基本台帳に登録されている者。	R8.2	R8.4以降
11	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	朝来市飼料価格高騰対策補助金	①内容 粗飼料価格の高騰により経営に影響を受ける肉用牛、乳用牛を飼育する市内畜産農家に対し補助金を交付する ②経費内容 1頭あたりの年間粗飼料の消費量価格上昇分(18円)に相当する経費(事業費7,770千円、うち交付金充当額7,770千円) ③積算根拠 補助対象経費の2分の1の額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。 肉用牛1頭あたり16,425円 乳用牛1頭あたり39,537円 ④対象者 市内畜産農家(肉用牛6戸・乳用牛2戸)	R8.1	R8.4以降
12	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	朝来市酒米高騰緊急対策補助金	①酒米価格の急激な高騰により、影響を受ける清酒製造業者の経営への影響緩和を図る。 ②③ 令和7年産酒米を購入するために要する経費のうち、令和7年産酒米と令和6年産酒米の価格の差額を補助対象経費とし補助対象経費の1/2を補助。 A: 令和7年産酒米の購入数量(1=30kg) B: 令和6年産酒米の購入価格(円/30kg、税抜) C: 令和7年産酒米の購入価格(円/30kg、税抜) 補助対象経費=A×(C-B) 上記により算出した補助対象経費：10,002千円 補助金額：5,000千円 ④市内清酒製造業者(2社)	R8.2	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
13	④消費下支え等を通じた生活者支援	(国R7補正分)水道事業会計補助金	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市民の家計を支援するため、水道料金の3か月分(1～3月請求分)の基本料金全額を減免する。 ②経費内容 水道事業会計に繰り出し、1～3月請求分の水道料金基本料免除に要する費用を交付対象とする。 本市と給水契約がある者【対象:約13,400件(官公庁等を除く)】 口径別の基本料金(月額)(消費税及び地方消費税を除く) ・口径13mm(水量8㎡以下):1,170円 ・口径20mm(水量10㎡以下):1,720円 ・口径25mm(水量20㎡以下):3,710円 ・口径40mm(水量30㎡以下):5,560円 ・口径50mm(水量50㎡以下):10,580円 ・口径75mm(水量100㎡以下):21,160円 ・口径100mm(水量150㎡以下):31,740円 ③積算根拠 13,400件×3か月×1,500円=60,300千円 (1,500円は、9割強を占める基本料金1,280円その他1割弱の基本料金の平均を見込んだ金額。) 減免措置の所要額:20,100千円×3か月 ④朝来市と給水契約がある一般家庭及び事業者13,400件(朝来市水道事業会計) (うち30,150千円に国の令和7年度補正重点支援地方交付金を充当)	R8.1	R8.4以降